

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課）	1
北 海 道	
北海道教育委員会 訓 令	
北海道警察本部	
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……………（人事課）	14

規

則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 3 月30日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第46号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。
目次中「第57条の6」を「第57条の7」に、「第3款 精神障害回復者社会復帰施設（第88条－第90条）」を「第3款 削除」に、「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。
第5条第2項の表総務部の項中「大学法人運営支援室 行政改革局」を「行政改革局」に、「財政局」を「財政局 法人局」に改め、同表総合政策部の項中「政策審議局 計画推進局」を「政策局」に改め、同表経済部の項中「緊急産業対策室」を「食関連産業室」に改め、同条第3項の表中
「

科学 I T 振 興 局	総合研究機構運営支援室
--------------	-------------

」
を
「

法 人 局	大学法人室
科学 I T 振 興 局	研究法人室

」
に改め、同表新幹線・交通企画局の項中「新幹線対策室」を「新幹線推進室」に改め、同表

産業振興局の項中「食関連産業室 環境・エネルギー室」を「環境・エネルギー室」に改める。

第6条第2項の表行政改革局の項中「法人団体課」を削り、同表人事局の項中「学事課」を削り、同表財政局の項の次に次のように加える。

法 人 局	学事課 法人団体課
-------	-----------

第6条第2項の表知事室の項の次に次のように加える。

政 策 局	社会資本課 土地水対策課 経済調査課
-------	--------------------

第6条第2項の表くらし安全局の項中「くらし安全推進課」を「道民生活課」に、「道民活動文化振興課」を「文化・スポーツ課」に改め、同表医療政策局の項の次に次のように加える。

健 康 安 全 局	地域保健課 国保医療課 食品衛生課
-----------	-------------------

第6条第3項の表道民活動文化振興課の項中「道民活動文化振興課」を「文化・スポーツ課」に改める。

第7条第2項の総務部大学法人運営支援室の事項を削り、同項の総務部行政改革局の事項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同項の総務部人事局の事項第8号及び第9号を削り、同項の総務部財政局の事項の次に次の1事項を加える。

総務部法人局

- (1) 私立学校に關すること。
- (2) 宗教法人に關すること。
- (3) 公益法人及び公益信託に關すること。
- (4) 組合等の検査に關すること。
- (5) 大学法人の運営に關すること。

第7条第2項の総合政策部政策審議局の事項中「総合政策部政策審議局」を「総合政策部政策局」に改め、同事項に次の5号を加える。

- (3) 道の総合計画に關すること。
- (4) 国費予算の総合調整に關すること。
- (5) 社会資本整備の総合調整に關すること。
- (6) 土地水対策の企画及び総合調整に關すること（他部の主管に属するものを除く。）。)
- (7) 経済の調査及び分析に關すること。

第7条第2項の総合政策部計画推進局の事項を削り、同項の環境生活部くらし安全局の事項第6号を次のように改める。

- (6) 文化及びスポーツの振興に關すること。

第7条第2項の保健福祉部健康安全局の事項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 後期高齢者医療に関すること。

第7条第2項の経済部緊急産業対策室の事項を次のように改める。

経済部食関連産業室

- (1) 食関連産業の振興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。
- (2) マーケティング支援に関すること。
- (3) 食クラスター活動の推進に関すること。
- (4) 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区に関すること。
- (5) バイオ産業の振興に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。
- (6) 地域食品加工技術センターに関すること。

第7条第2項の経済部産業振興局の事項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項の総合政策部科学I T振興局総合研究機構運営支援室の事項中「総合政策部科学I T振興局総合研究機構運営支援室」を「総合政策部科学I T振興局研究法人室」に改め、同事項の前に次の1事項を加える。

総務部法人局大学法人室

- (1) 北海道公立大学法人札幌医科大学の運営の推進管理に関すること。
- (2) 地方独立行政法人に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第7条第3項の総合政策部新幹線・交通企画局新幹線対策室の事項中「総合政策部新幹線・交通企画局新幹線対策室」を「総合政策部新幹線・交通企画局新幹線推進室」に改め、同項の経済部産業振興局食関連産業室の事項を削る。

第8条の総務課の事項中第13号を第15号とし、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 庁用の電気の管理に関すること。

第8条の総務課の事項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 公有財産の貸付けに関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第8条の2の法人団体課の事項を削る。

第8条の3第1項の学事課の事項を削る。

第8条の5を第8条の6とし、第8条の4の次に次の1条を加える。

（総務部法人局の課）

第8条の5 総務部法人局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

学事課

- (1) 私立学校に関すること。
- (2) 教育委員会の所掌に属しない文教に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

く。）。

- (3) 宗教法人に関すること。

法人団体課

- (1) 公益法人制度及び公益信託制度に係る事務に関すること。
- (2) 認可特定保険業者の認可及び監督に関すること。
- (3) 関与団体の運営指導に係る事務の総括に関すること。
- (4) 消費生活協同組合の検査に関すること。
- (5) 中小企業等協同組合及び信用保証協会の検査に関すること。
- (6) 農業協同組合、土地改良区その他の農業関係団体の検査に関すること。
- (7) 水産業協同組合その他の水産関係団体の検査に関すること。
- (8) 森林組合の検査に関すること。

第9条の4を第9条の5とし、第9条の3を第9条の4とし、第9条の2の次に次の1条を加える。

（総合政策部政策局の課）

第9条の3 総合政策部政策局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

社会資本課

- (1) 国費予算の総合調整に関すること。
- (2) 社会資本整備の総合調整に関すること。

土地水対策課

土地水対策の企画及び総合調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

経済調査課

経済の調査及び分析に関すること。

第11条第1項のくらし安全推進課の事項中「くらし安全推進課」を「道民生活課」に改め、第15号を第18号とし、第4号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、第3号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) 道民活動に係る企画及び総合調整並びに推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

- (6) 市民と行政の協働環境の整備及び総合調整に関すること。

第11条第1項の道民生活課の事項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 暴力団の排除の推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第11条第1項の道民活動文化振興課の事項中「道民活動文化振興課」を「文化・スポーツ課」に改め、第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 文化及びスポーツに係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 文化及びスポーツの振興に関すること。

第11条第1項の文化・スポーツ課の事項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、

同号の次に次の１号を加える。

(4) 体育センターに関すること。

第11条第１項の文化・スポーツ課の事項中第６号を削り、第７号を第５号とし、第８号を第６号とし、第９号を第７号とし、同条第２項中「道民活動文化振興課」を「文化・スポーツ課」に、「第９号」を「第７号」に改める。

第12条の３の障がい者保健福祉課の事項第７号中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同条を第12条の４とし、第12条の２の次に次の１条を加える。

(保健福祉部健康安全局の課)

第12条の３ 保健福祉部健康安全局の課の事務分掌は、次のとおりとする。

地域保健課

- (1) がん対策に関すること。
- (2) 健康の増進に関すること。
- (3) 栄養士及び調理師に関すること。
- (4) 生活習慣病の予防に関すること。
- (5) 歯科保健に関すること。
- (6) 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。)
- (7) 衛生研究所及び保健所に関すること。
- (8) 感染症予防対策に関すること。
- (9) 感染症危機管理に関すること。
- (10) 結核予防対策に関すること。
- (11) エイズ・性感染症対策に関すること。
- (12) 予防接種に関すること。
- (13) 新型インフルエンザ対策に関すること。
- (14) 鳥インフルエンザ対策に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。)
- (15) エキノコックス症対策に関すること。
- (16) 肝炎対策に関すること。
- (17) 特定疾患に関すること。

国保医療課

- (1) 国民健康保険事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 国民健康保険事業の運営指導に関すること。
- (3) 国民健康保険事業の運営の安定化対策に関すること。
- (4) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に関すること。
- (5) 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に関すること。
- (6) 後期高齢者医療に係る事業の総合的な企画及び調整に関すること。

- (7) 後期高齢者医療に係る事業の運営指導に関すること。
- (8) 老人の医療給付に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) と畜場及び化製場等に関すること。
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- (4) 食肉衛生検査所に関すること。
- (5) 狂犬病の予防に関すること。
- (6) 理容師、美容師、クリーニング師及び製菓衛生師に関すること。
- (7) 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
- (8) 生活衛生同業組合に関すること。
- (9) 公衆浴場の入浴料金の統制に関すること。
- (10) 温泉に関すること。
- (11) 建築物の衛生に関すること。
- (12) 墓地、火葬場及び納骨堂に関すること。
- (13) 胞衣及び産わい物の処理に関すること。

第13条の総務課の事項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

- (3) 産業連携に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。)

第14条の３の農村設計課の事項第２号を次のように改める。

- (2) 農村活性化支援等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。)

第16条の２の森林計画課の事項第５号中「緑資源幹線林道」を「旧緑資源幹線林道」に改める。

第24条第２項の財産管理課の事項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

第26条第２項の表表彰者選考委員会の項を削る。

第29条の表中

「	北海道公益認定等審議会	行政改革局行政改革課
	北海道地方独立行政法人評価委員会	大学法人運営支援室
」		
を	北海道特別職職員報酬等審議会	人事局人事課
	北海道公務災害補償等審査会	人事局人事課
「	北海道情報公開・個人情報保護審査会	人事局法制文書課

北海道地方独立行政法人評価委員会	法人局大学法人室
北海道私立学校審議会	法人局学事課
北海道公益認定等審議会	法人局法人団体課

を

に改め、北海道障がい者就労支援委員会の項の次に次のように加える。

第38条第1項の表空知総合振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課」を「企画総務課」に、「食肉検査課」を「試験検査課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表石狩振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課」を「企画総務課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表後志総合振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課 子ども・健康推進課 生活衛生課」を「企画総務課 子ども・健康推進課 生活衛生課 試験検査課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表胆振総合振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課」を「企画総務課」に、「生活衛生課」を「生活衛生課 試験検査課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表日高振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課」を「企画総務課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表渡島総合振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課 子ども・健康推進課 生活衛生課」を「企画総務課 子ども・健康推進課 生活衛生課 試験検査課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表檜山振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課」を「企画総務課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表上川総合振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課 子ども・健康推進課 生活衛生課」を「企画総務課 子ども・健康推進課 生活衛生課 試験検査課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表留萌振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課」を「企画総務課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表宗谷総合振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企

に、

を

に、

め、北海道土地利用審査会の項の次に次のように加える。

第29条の表中「くらし安全局くらし安全推進課」を「くらし安全局道民生活課」に、「くらし安全局道民活動文化振興課」を「くらし安全局文化・スポーツ課」に改め、北海道文化審議会の項の次に次のように加える。

第29条の表中

画課 社会福祉課」を「企画総務課」に、「生活衛生課」を「生活衛生課 試験検査課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表オホーツク総合振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課」を「企画総務課」に、「食肉検査課」を「試験検査課 食肉検査課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表十勝総合振興局の部及び釧路総合振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課」を「企画総務課」に、「生活衛生課」を「生活衛生課 試験検査課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同表根室振興局の部中「保健福祉室」を「保健行政室」に、「保健福祉企画課 社会福祉課」を「企画総務課」に、「環境生活課」を「社会福祉課 環境生活課」に改め、同条第2項の表中

胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課 オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課	
---	--

を

オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課	
胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課	食と観光推進室

に、「食関連産業振興室」を「食産業振興室」に改め、同表に次のように加える。

根室振興局産業振興部商工労働観光課	観光・交流戦略室
-------------------	----------

第39条第1項の地域政策部の事項第8号中「財務」を「財政」に改め、同条第2項の保健福祉室の事項中「保健福祉室」を「保健行政室」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とする。

第40条の2第1項の環境生活課の事項の前に次の1事項を加える。

社会福祉課

- (1) 社会福祉法第14条第5項に規定する福祉に関する事務所の所掌する事務に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関すること。
- (3) 民生委員に関すること。
- (4) 低所得者の福祉対策に関すること。
- (5) 戦没者の遺族及び戦傷病者並びに引揚者、未帰還者及び留守家族の援護並びに軍人軍属であった者の恩給等に関すること。
- (6) 国民健康保険に関すること。
- (7) 介護保険に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(8) 障害者の福祉に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第40条の2第2項中「保健環境部保健福祉室の課」を「保健環境部保健行政室の課（試験検査課及び食肉検査課を除く。）」に改め、同項の保健福祉企画課の事項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に改め、同項の社会福祉課の事項を削り、同条中第7項を第9項とし、同条第6項中「あつては、前項の規定にかかわらず、その」を「置く」に改め、同項の食肉検査課の事項中「第262条の18第2項」を「第262条の18第3項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「保健環境部地域保健室の課」の次に「（試験検査課及び食肉検査課を除く。）」を加え、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室及びオホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室に置く試験検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

試験検査課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第2項に規定する保健所の試験検査課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

第40条の2第4項中「空知総合振興局及び釧路総合振興局の保健環境部保健福祉室にあつては、第2項の規定にかかわらず、その」を「釧路総合振興局保健環境部保健行政室に置く」に改め、同項の食肉検査課の事項中「第262条の17第3項」を「第262条の17第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「保健環境部保健福祉室」を「保健環境部保健行政室」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 空知総合振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、渡島総合振興局、上川総合振興局、宗谷総合振興局、十勝総合振興局及び釧路総合振興局の保健環境部保健行政室に置く試験検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

試験検査課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第2項に規定する保健所の試験検査課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

第44条中「観光・企業誘致推進室及び行政課」を「行政課及び観光・企業誘致課」に改め、観光・企業誘致推進室の事項を削り、行政課の事項の次に次の1事項を加える。

観光・企業誘致課

- (1) 観光事業の振興に関すること。
- (2) 企業誘致の促進に関すること。
- (3) 道産品の販路拡大に関すること。
- (4) 人材誘致の促進に関すること。
- (5) 産業振興に必要な調査及び情報の収集等に関すること。

第87条の4第2項中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

第3章第5節第3款を次のように改める。

第3款 削除

第88条から第90条まで 削除

第3章第5節第13款第1目の目名を次のように改める。

第1目 医療型障害児入所施設

第128条及び第131条第2項中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

第154条を次のように改める。

第154条 削除

第178条の表を次のように改める。

高等技術専門学院名	課及びセンター名
札幌高等技術専門学院	庶務課 訓練第一課 訓練第二課 能力開発総合センター
函館高等技術専門学院 旭川高等技術専門学院 北見高等技術専門学院 室蘭高等技術専門学院 苫小牧高等技術専門学院 帯広高等技術専門学院 釧路高等技術専門学院	庶務課 訓練課 能力開発総合センター

第262条の14第1項中「の保健福祉室又は地域保健室」を「又は保健環境部地域保健室」に改め、同項の表中「渡島総合振興局保健環境部保健福祉室」を「渡島総合振興局保健環境部」に、「檜山振興局保健環境部保健福祉室」を「檜山振興局保健環境部」に、「石狩振興局保健環境部保健福祉室」を「石狩振興局保健環境部」に、「後志総合振興局保健環境部保健福祉室」を「後志総合振興局保健環境部」に、「空知総合振興局保健環境部保健福祉室」を「空知総合振興局保健環境部」に、「胆振総合振興局保健環境部保健福祉室」を「胆振総合振興局保健環境部」に、「日高振興局保健環境部保健福祉室」を「日高振興局保健環境部」に、「上川総合振興局保健環境部保健福祉室」を「上川総合振興局保健環境部」に、「留萌振興局保健環境部保健福祉室」を「留萌振興局保健環境部」に、「宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室」を「宗谷総合振興局保健環境部」に、「オホーツク総合振興局保健環境部保健福祉室」を「オホーツク総合振興局保健環境部」に、「十勝総合振興局保健環境部保健福祉室」を「十勝総合振興局保健環境部」に、「釧路総合振興局保健環境部保健福祉室」を「釧路総合振興局保健環境部」に、「根室振興局保健環境部保健福祉室」を「根室振興局保健環境部」に改め、同条第2項中「表の右欄に掲げる」を「規定により保健所を併置する部に置く部長又は同項の規定により保健所を併置する」に改め、同条第3項中「表の右欄に掲げる」を「規定により保健所を併置する部又は同項の規定により保健所を併置する」に、「（社会福祉課の職員を除く。）は、同表の左欄に掲げる」を、「（保健所を併置する部にあっては、当該部に置く保健行政室の職員に限る。）は、当該」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により保健所を併置する部に置く保健行政室の室長又は同項の規定により保健所を併置する室の次長は、当該保健所に置く次長とする。

第262条の16の表北海道渡島保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に、「生活衛生課」を「生活衛生課 試験検査課」に改め、同表北海道江差保健所の項及び北海道江別保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に改め、同表北海道倶知安保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に、「生活衛生課」を「生活衛生課 試験検査課」に改め、同表北海道岩見沢保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に、「食肉検査課」を「試験検査課」に改め、同表北海道室蘭保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に、「生活衛生課」を「生活衛生課 試験検査課」に改め、同表北海道苫小牧保健所の項中「生活衛生課」を「生活衛生課 試験検査課」に改め、同表北海道浦河保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に改め、同表北海道上川保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に、「生活衛生課」を「生活衛生課 試験検査課」に改め、同表北海道留萌保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に改め、同表北海道稚内保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に、「生活衛生課」を「生活衛生課 試験検査課」に改め、同表北海道北見保健所の項中「生活衛生課」を「生活衛生課 試験検査課」に改め、同表北海道網走保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に改め、同表北海道帯広保健所の項及び北海道釧路保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に、「生活衛生課」を「生活衛生課 試験検査課」に改め、同表北海道根室保健所の項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に改める。

第262条の17第1項中「置く課」の次に「（試験検査課及び食肉検査課を除く。）」を加え、同項の保健福祉企画課の事項中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に改め、同項の生活衛生課の事項第2号中「とちく場」を「と畜場」に改め、同事項中第14号を削り、第15号を第14号とし、同条第3項中「岩見沢保健所及び」を削り、「あっては、第1項の規定にかかわらず、その」を「置く」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 渡島保健所、倶知安保健所、岩見沢保健所、室蘭保健所、上川保健所、稚内保健所、帯広保健所及び釧路保健所に置く試験検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

試験検査課

衛生上の試験及び検査に関すること。

第262条の18第1項中「置く課」の次に「（試験検査課及び食肉検査課を除く。）」を加え、同項の企画総務課の事項第2号中「保健福祉企画課」を「企画総務課」に改め、同条第2項中「あっては、前項の規定にかかわらず、その」を「置く」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 苫小牧保健所及び北見保健所に置く試験検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

試験検査課

衛生上の試験及び検査に關すること。

第269条第1項中「、胆振家畜保健衛生所」を削る。

第279条の3の表中「石狩振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課」を「石狩振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課」に、「後志総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課」を「後志総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課」に、「日高振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課」を「日高振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課」に、「根室振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課」を「根室振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課」に、「各総合振興局の保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課」を「各総合振興局の保健環境部保健行政室子ども・健康推進課」に、「各振興局の保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課」を「各振興局の保健環境部保健行政室子ども・保健推進課」に、「保健環境部保健福祉室社会福祉課」を「保健環境部社会福祉課」に改める。

別表第7の5北海道早来食肉衛生検査所の項の前に次のように加える。

北海道岩見沢食肉衛生検査所	岩見沢市	夕張市 岩見沢市 美瑛市 三笠市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町
---------------	------	--------------------------------------

別表第9経済部の項を次のように改める。

経済部	観光振興監	上司の命を受け、観光振興対策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	食産業振興監	上司の命を受け、食関連産業の振興に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

別表第9農政部の項中「、北海道米の消費拡大及び家畜衛生対策」を「及び農畜産物の販路拡大」に改め、同表保健福祉部健康安全局の項を次のように改める。

保健福祉部健康安全局地域保健課	医療参事	上司の命を受け、地域保健及び健康危機管理に関する事務に従事する。
	医療参事	上司の命を受け、歯科保健に関する指導等の事務に従事する。

別表第9保健福祉部健康安全局地域保健課の項の次に次のように加える。

保健福祉部健康安全局国保医療課	医療指導参事	上司の命を受け、国民健康保険医療担当者の指導観察に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
-----------------	--------	--

別表第10の(1)の事項の表中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に、

「札幌道税事務所の課衛生研究所」を「札幌道税事務所の課衛生研究所計量検定所」に改め、衛生学院の教育課の項及び精神障害回復

者社会復帰施設の項を削る。

別表第11の(1)の事項の表中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に、「保健環境部保健福祉室及び」を「保健環境部保健行政室及び」に改め、総合振興局等の保健環境部の項を次のように改める。

総合振興局等の保健環境部	環境福祉長	上司の命を受け、福祉、環境及び道民生活に関する事務に従事する。
	医療参事	上司の命を受け、保健、医療及び福祉に関する専門の技術に係る事務に従事する。

別表第11の(1)の事項の表中「計量検定所の課」を「計量検定所」に、「保健環境部保

健福祉室保健福祉企画課」を「保健環境部保健行政室企画総務課」に、「保健環境部保健福祉室の」を「保健環境部保健行政室の」に、

「臨床工学科長」を「

臨床工学科長 上司の命を受け、担任の臨床工学業務に従事する。
リハビリテーション科長 上司の命を受け、担任のリハビリテーション業務に従事する。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員とな

るものとする。

総務部大学法人運営支援室	総務部法人局大学法人室
総務部行政改革局法人団体課	総務部法人局法人団体課
総務部人事局学事課	総務部法人局学事課
総合政策部政策審議局	総合政策部政策局
総合政策部計画推進局（計画調整グループ及び計画推進グループの職員である者に限る。）	総合政策部政策局
総合政策部計画推進局（社会資本グループの職員である者に限る。）	総合政策部政策局社会資本課
総合政策部計画推進局（土地水調整グループ及び土地利用計画グループの職員である者に限る。）	総合政策部政策局土地水対策課
総合政策部計画推進局（経済調査グループ及び経済分析グループの職員である者に限る。）	総合政策部政策局経済調査課
総合政策部科学 I T 振興局総合研究機構運営支援室	総合政策部科学 I T 振興局研究法人室
総合政策部新幹線・交通企画局新幹線対策室	総合政策部新幹線・交通企画局新幹線推進室
環境生活部くらし安全局くらし安全推進課	環境生活部くらし安全局道民生活課
環境生活部くらし安全局道民活動文化振興課（市民と行政の協働環境の整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部くらし安全局道民生活課
環境生活部くらし安全局道民活動文化振興課（市民と行政の協働環境の整備に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課
保健福祉部健康安全局（地域保健・感染症グループ、健康づくりグループ及び特定疾患グループの職員である者に限る。）	保健福祉部健康安全局地域保健課
保健福祉部健康安全局（国保運営グループ及び長寿・医療グループの職員である者に限る。）	保健福祉部健康安全局国保医療課

保健福祉部健康安全局（食品安全グループ及び生活衛生グループの職員である者に限る。）	保健福祉部健康安全局食品衛生課
経済部産業振興局食関連産業室	経済部食関連産業室
東京事務所観光・企業誘致推進室	東京事務所観光・企業誘致課
計量検定所総務課	計量検定所
計量検定所業務課	計量検定所
函館高等技術専門学院訓練第一課	函館高等技術専門学院訓練課
函館高等技術専門学院訓練第二課	函館高等技術専門学院訓練課
旭川高等技術専門学院訓練第一課	旭川高等技術専門学院訓練課
旭川高等技術専門学院訓練第二課	旭川高等技術専門学院訓練課
北見高等技術専門学院訓練第一課	北見高等技術専門学院訓練課
北見高等技術専門学院訓練第二課	北見高等技術専門学院訓練課
帯広高等技術専門学院訓練第一課	帯広高等技術専門学院訓練課
帯広高等技術専門学院訓練第二課	帯広高等技術専門学院訓練課
空知総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	空知総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課
空知総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	空知総合振興局保健環境部社会福祉課
空知総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	空知総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課
空知総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	空知総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課
空知総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課
空知総合振興局保健環境部保健福祉室食肉検査課	北海道岩見沢食肉衛生検査所
石狩振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課

石狩振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	石狩振興局保健環境部社会福祉課	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課観光室	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課食と観光推進室
石狩振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	石狩振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課	日高振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	日高振興局保健環境部保健行政室企画総務課
石狩振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課	石狩振興局保健環境部保健行政室生活衛生課	日高振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	日高振興局保健環境部社会福祉課
後志総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	後志総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	日高振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	日高振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課
後志総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	後志総合振興局保健環境部社会福祉課	日高振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課	日高振興局保健環境部保健行政室生活衛生課
後志総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	後志総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	渡島総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課
後志総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	後志総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	渡島総合振興局保健環境部社会福祉課
後志総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	渡島総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課
胆振総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	胆振総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	渡島総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課
胆振総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	胆振総合振興局保健環境部社会福祉課	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	渡島総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課
胆振総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	胆振総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課	檜山振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	檜山振興局保健環境部保健行政室企画総務課
胆振総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	胆振総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課	檜山振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	檜山振興局保健環境部社会福祉課
胆振総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課	檜山振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	檜山振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課
胆振総合振興局保健環境部苦小牧地域保健室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局保健環境部苦小牧地域保健室試験検査課	檜山振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課	檜山振興局保健環境部保健行政室生活衛生課
		上川総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	上川総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課
		上川総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	上川総合振興局保健環境部社会福祉課

上川総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	上川総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課	オホーツク総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課
上川総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	上川総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課	オホーツク総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課
上川総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	上川総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課	オホーツク総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課	オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課
上川総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	上川総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室試験検査課
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課食関連産業振興室	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課食産業振興室	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課
留萌振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	留萌振興局保健環境部保健行政室企画総務課	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	十勝総合振興局保健環境部社会福祉課
留萌振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	留萌振興局保健環境部社会福祉課	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	十勝総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課
留萌振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	留萌振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	十勝総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課
留萌振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課	留萌振興局保健環境部保健行政室生活衛生課	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	十勝総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課
宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	釧路総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課
宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	釧路総合振興局保健環境部社会福祉課
宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室子ども・健康推進課	釧路総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課
宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	釧路総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課
宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課（衛生上の試験及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	釧路総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課
オホーツク総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課		

釧路総合振興局保健環境部保健福祉室食肉検査課	釧路総合振興局保健環境部保健行政室食肉検査課
根室振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課	根室振興局保健環境部保健行政室企画総務課
根室振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課	根室振興局保健環境部社会福祉課
根室振興局保健環境部保健福祉室子ども・保健推進課	根室振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課
根室振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課	根室振興局保健環境部保健行政室生活衛生課

3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

総務部総務課財産活用担当課長	総務部総務課財産担当課長
総務部人事局人事課給与・服務担当課長	総務部人事局人事課給与服務担当課長
総務部財政局税務課納税推進担当課長	総務部財政局税務課納税担当課長
総務部財政局税務課課税対策担当課長	総務部財政局税務課課税担当課長
環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物対策担当課長	環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物担当課長
水産林務部水産局漁業管理課サケマス担当課長	水産林務部水産局漁業管理課サケマス・内水面担当課長
水産林務部水産局漁業管理課指導取締・内水面担当課長	水産林務部水産局漁業管理課指導取締担当課長
建設部総務課用地管理担当課長	建設部総務課用地担当課長
建設部建設管理局建設情報課建設業支援担当課長	建設部建設管理局建設情報課建設業担当課長
建設部住宅局住宅課住宅供給公社担当課長	建設部住宅局住宅課公社担当課長
女性相談援助センター判定指導課判定援助係長	女性相談援助センター判定指導課主査
計量検定所総務課長	計量検定所主幹
計量検定所総務課総務係長	計量検定所主査
計量検定所総務課企画指導係長	計量検定所主査

計量検定所業務課長	計量検定所主幹
計量検定所業務課検定第一係長	計量検定所主査
計量検定所業務課検定第二係長	計量検定所主査
計量検定所業務課検査係長	計量検定所主査
函館高等技術専門学院訓練第一課長	函館高等技術専門学院訓練課長
函館高等技術専門学院訓練第二課長	函館高等技術専門学院能力開発総合センター長
旭川高等技術専門学院訓練第一課長	旭川高等技術専門学院訓練課長
旭川高等技術専門学院訓練第二課長	旭川高等技術専門学院能力開発総合センター長
北見高等技術専門学院訓練第一課長	北見高等技術専門学院訓練課長
北見高等技術専門学院訓練第二課長	北見高等技術専門学院能力開発総合センター長
帯広高等技術専門学院訓練第一課長	帯広高等技術専門学院訓練課長
帯広高等技術専門学院訓練第二課長	帯広高等技術専門学院能力開発総合センター長
空知総合振興局地域政策部地域政策課統計係長	空知総合振興局地域政策部地域政策課主査
空知総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	空知総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課長
空知総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主査（生物検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課生物検査係長
空知総合振興局保健環境部保健福祉室主任技師	空知総合振興局保健環境部保健行政室主任技師
空知総合振興局保健環境部保健福祉室医師	空知総合振興局保健環境部保健行政室医師
空知総合振興局保健環境部保健福祉室食肉検査課技術主幹	北海道岩見沢食肉衛生検査所指導課長
空知総合振興局保健環境部保健福祉室食肉検査課食肉検査係長	北海道岩見沢食肉衛生検査所食肉検査課検査第一係長
空知総合振興局保健環境部保健福祉室食肉検査課試験検査係長	北海道岩見沢食肉衛生検査所指導課試験検査係長
空知総合振興局保健環境部保健福祉室食肉検査課主査	北海道岩見沢食肉衛生検査所指導課主査

空知総合振興局産業振興部商工労働観光課雇用対策係長	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課労働係長	胆振総合振興局保健環境部苦小牧地域保健室生活衛生課主査（理化学検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局保健環境部苦小牧地域保健室試験検査課理化学検査係長
空知総合振興局産業振興部林務課造林係長	空知総合振興局産業振興部林務課森林整備係長	胆振総合振興局保健環境部保健福祉室主任技師	胆振総合振興局保健環境部保健行政室主任技師
空知総合振興局産業振興部林務課林道係長	空知総合振興局産業振興部林務課主査	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課商業振興係長	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係長
空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課道路予算係長	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課主査	胆振総合振興局産業振興部林務課造林係長	胆振総合振興局産業振興部林務課森林整備係長
空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課治水予算係長	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課主査	胆振総合振興局産業振興部林務課林道係長	胆振総合振興局産業振興部林務課主査
空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課都市予算係長	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課主査	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室入札契約課道路予算係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室入札契約課主査
石狩振興局保健環境部保健福祉室主任技師	石狩振興局保健環境部保健行政室主任技師	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室入札契約課治水予算係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室入札契約課主査
石狩振興局産業振興部林務課林道係長	石狩振興局産業振興部林務課主査	日高振興局産業振興部商工労働観光課商工係長	日高振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長
後志総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	後志総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課長	日高振興局産業振興部商工労働観光課労働係長	日高振興局産業振興部商工労働観光課主査
後志総合振興局保健環境部保健福祉室主任技師	後志総合振興局保健環境部保健行政室主任技師	日高振興局産業振興部林務課造林係長	日高振興局産業振興部林務課森林整備係長
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課指導保安係長	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課主査	日高振興局産業振興部林務課林道係長	日高振興局産業振興部林務課主査
後志総合振興局産業振興部林務課造林係長	後志総合振興局産業振興部林務課森林整備係長	渡島総合振興局地域政策部地域政策課統計係長	渡島総合振興局地域政策部地域政策課主査
後志総合振興局産業振興部林務課林道係長	後志総合振興局産業振興部林務課主査	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	渡島総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課長
後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課道路予算係長	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課主査	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主査（生物検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	渡島総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課生物検査係長
後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課治水予算係長	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課主査	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室主任技師	渡島総合振興局保健環境部保健行政室主任技師
胆振総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	胆振総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課長	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課雇用対策係長	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課主査
胆振総合振興局保健環境部苦小牧地域保健室生活衛生課主幹	胆振総合振興局保健環境部苦小牧地域保健室試験検査課長	渡島総合振興局産業振興部林務課造林係長	渡島総合振興局産業振興部林務課森林整備係長
胆振総合振興局保健環境部苦小牧地域保健室生活衛生課主査（生物検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局保健環境部苦小牧地域保健室試験検査課生物検査係長		

渡島総合振興局産業振興部林務課林道係長	渡島総合振興局産業振興部林務課主査	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課治水予算係長	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課主査
渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室入札契約課道路予算係長	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室入札契約課主査	宗谷総合振興局地域政策部主幹	宗谷総合振興局地域政策部地域政策課主幹
渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室入札契約課治水予算係長	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室入札契約課主査	宗谷総合振興局地域政策部主査	宗谷総合振興局地域政策部地域政策課主査
檜山振興局産業振興部商工労働観光課商工係長	檜山振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課長
檜山振興局産業振興部商工労働観光課労働係長	檜山振興局産業振興部商工労働観光課主査	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室主任技師	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室主任技師
檜山振興局産業振興部林務課林道係長	檜山振興局産業振興部林務課主査	宗谷総合振興局産業振興部林務課林道係長	宗谷総合振興局産業振興部林務課主査
上川総合振興局地域政策部地域政策課統計係長	上川総合振興局地域政策部地域政策課主査	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課道路予算係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課主査
上川総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	上川総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課長	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課治水予算係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課主査
上川総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主査（生物検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	上川総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課生物検査係長	オホーツク総合振興局地域政策部地域政策課統計係長	オホーツク総合振興局地域政策部地域政策課主査
上川総合振興局保健環境部保健福祉室主任技師	上川総合振興局保健環境部保健行政室主任技師	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室生活衛生課主幹	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室試験検査課長
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課雇用対策係長	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査	オホーツク総合振興局産業振興部林務課造林係長	オホーツク総合振興局産業振興部林務課森林整備係長
上川総合振興局産業振興部林務課造林係長	上川総合振興局産業振興部林務課森林整備係長	オホーツク総合振興局産業振興部林務課林道係長	オホーツク総合振興局産業振興部林務課主査
上川総合振興局産業振興部林務課林道係長	上川総合振興局産業振興部林務課主査	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室入札契約課道路予算係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室入札契約課主査
上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課道路予算係長	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課主査	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室入札契約課治水予算係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室入札契約課主査
上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課治水予算係長	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課主査	十勝総合振興局地域政策部主査	十勝総合振興局地域政策部地域政策課主査
留萌振興局産業振興部林務課造林係長	留萌振興局産業振興部林務課森林整備係長	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	十勝総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課長
留萌振興局産業振興部林務課林道係長	留萌振興局産業振興部林務課主査	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室主任技師	十勝総合振興局保健環境部保健行政室主任技師
留萌振興局産業振興部林務課森林保全係長	留萌振興局産業振興部林務課主査	十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課指導保安係長	十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課主査
留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課道路予算係長	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課主査	十勝総合振興局産業振興部林務課造林係長	十勝総合振興局産業振興部林務課森林整備係長

十勝総合振興局産業振興部林務課林道係長	十勝総合振興局産業振興部林務課主査	次に次の１号を加える。 6 食産業振興監 （北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第３条第１項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部改正） 5 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第３条第１項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。 第２項第３号から第５号までを削り、同項第６号中「第40条の２第２項」を「第40条の２第１項」に改め、同号を同項第３号とし、同号の次に次の３号を加える。 (4) 北海道行政組織規則第40条の２第１項の社会福祉課の事項第２号、第７号及び第８号並びに同条第２項の企画総務課の事項第１号に掲げる事務のうち、北海道医療計画、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画及び北海道障がい福祉計画の推進についての広域的な課題の把握、施策の検討等に係る事務の総合調整に関するもの (5) 北海道行政組織規則第40条の２第２項の企画総務課の事項第１号に掲げる事務のうち、医薬品の適正な使用等の推進についての普及啓発に係る事務の総合調整に関するもの (6) 北海道行政組織規則第40条の２第２項の企画総務課の事項第１号及び同項の子ども・健康推進課の事項第１号に掲げる事務（同条第４項の規定により子ども・保健推進課が分掌する事務を含む。）のうち、市町村における保健活動の推進についての広域的な見地から行う助言に係る事務の総合調整に関するもの 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部 北海道 北海道教育委員会訓令第１号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。 平成24年３月30日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市 北海道警察本部長 園 田 一 裕 機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令
十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室入札契約課道路予算係長	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室入札契約課主査	
十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室入札契約課治水予算係長	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室入札契約課主査	
釧路総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主幹	釧路総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課長	
釧路総合振興局保健環境部保健福祉室生活衛生課主査（生物検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	釧路総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課生物検査係長	
釧路総合振興局保健環境部保健福祉室主任技師	釧路総合振興局保健環境部保健行政室主任技師	
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課指導保安係長	釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課主査	
釧路総合振興局産業振興部林務課造林係長	釧路総合振興局産業振興部林務課森林整備係長	
釧路総合振興局産業振興部林務課林道係長	釧路総合振興局産業振興部林務課主査	
釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室入札契約課道路予算係長	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室入札契約課主査	
釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室入札契約課治水予算係長	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室入札契約課主査	
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工係長	根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	
根室振興局産業振興部商工労働観光課労働係長	根室振興局産業振興部商工労働観光課主査	
根室振興局地域政策部主幹	根室振興局産業振興部商工労働観光課観光・交流戦略室長	
根室振興局地域政策部主査	根室振興局産業振興部商工労働観光課観光・交流戦略室主査	
根室振興局産業振興部林務課治山計画係長	根室振興局産業振興部林務課治山係長	
根室振興局産業振興部林務課治山事業係長	根室振興局産業振興部林務課主査	

（北海道職員倫理規則の一部改正）

4 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。

別表第１中第19号を第20号とし、第６号から第18号までを１号ずつ繰り下げ、第５号の

(北海道青少年健全育成推進本部設置規程等の一部改正)

第1条 次に掲げる訓令の規定中「環境生活部くらし安全局くらし安全推進課」を「環境生活部くらし安全局道民生活課」に改める。

- (1) 北海道青少年健全育成推進本部設置規程（昭和40年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）第8条
- (2) 北海道交通安全総合対策本部設置規程（昭和43年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）第7条
- (3) 北海道男女平等参画推進本部設置規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第3号）第7条
- (4) 北海道人権施策推進本部設置規程（平成16年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）第7条

(北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部改正)

第2条 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程（平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「観光振興監」の次に「、食産業振興監」を加える。

別表中「

観	光	振	興	監
---	---	---	---	---

」を「

観	光	振	興	監	
食	産	業	振	興	監

」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。